

令和6年第6回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月7日(金) 午後2時30分～午後4時00分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第26号
農地法第5条の規定による、許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第27号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第28号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第29号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第30号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第31号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明

農地係副主査
振興係長
振興係職員
浜玉分室職員
北波多分室職員
肥前分室職員
鎮西分室職員
呼子分室職員
七山分室職員

槻木 昇平
檜田 敏史
池部 克
小楠 裕美
吉田 幸司
水田 逸誠
佐々木 貴浩
松本 健二
溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長挨拶) それではただいまより令和6年第6回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号10番古賀由紹委員、議席番号11番宮崎太享委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第26号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第30号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について5件、議案第31号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について13件、計33件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、

立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第26号から第31号までの33件であります。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第26号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。上段に記載しておりますのが変更前、下段に記載しておりますのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑2筆、面積は合計で8,741平方メートルです。現況は雑種地となっております。

この案件は、令和4年3月30日付で資材置場での転用許可を受けておりましたが、燃料資材の運搬車両を変更するにあたり、レイアウトの変更が生じ、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページから2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については変更手続きが必要なことを知らずに転用を実施され、完了しており、そのことに対しての始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、進入路が北東側に直線で当初計画されていましたが、大型トレーラーで搬入するため、安全を確保するため勾配を緩やかにして道路から入りやすく蛇行して進入するよう変更され、調整池の位置が変わっております。排水について、雨水のみで施設内排水設備を介して調整池で一時貯留させ、上水を南側側溝へ放流させる計画で、前回と変更はありません。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 はい。11番宮崎です。6月4日に中部調査会で現地確認を行いました。現場は資材置場ですでに現状が異なっていますが、何も問題ないと調査会ではなりました。皆さんの慎重審議よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 604 平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに現所有者の父の時代から住宅の敷地として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は南側水路へ流し、汚水も既存排水設備および合併浄化槽を介して南側の

水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が提出されています。なお、一部の所有者から同意が得られていない旨の理由書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 18番堤です。東部調査会は6月3日に現地確認に行きました。それで家に行ってみますと、娘さんがおられて、荷物も運び込まれているかなという感じでありました。何も問題はないかなということでありました。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は254平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、事務所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の8ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、9ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、10ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの切土を施し、西および北側はコンクリートブロックを設置し、南側は既存分を利用し、土留めを行い、東側はセットバックを行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東側の道路側溝へ流し、汚水も敷地内に埋設する新設排水管を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。

許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。古賀でございます。6月3日に東部調査会で現地を確認していただきました。資料図の8ページにありますように、国道202の高架になるところの分岐あたりでございます。非常に便利のいい所でございます。現地のほうは、山林も含まれていますが、現場を見た限りでは一体的に畑のように見える土地でございます。地元のほうでは東側にある道路が狭いので、セットバックを確実に行ってくれという話があったそうでございます。10ページにありますように、確実に行われる予定になっているということでございます。そういうこともございまして、東部調査会におきましては特に問題はないだろうということでございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 2 3 9 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 1 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 2 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 3 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明書および融資事前審査結果通知書の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 9 センチの盛土、1 1 センチの切土を施し、整地し、北、東側にはコンクリートブロックを新設、南側は既存分を利用、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北、西側の既存側溝へ放流させ、汚水も新設排水管を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されて

います。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

古賀由紹委員 東部調査会の古賀でございます。この場所につきましても
6月3日に東部調査会で現地の確認をしていただきました。
資料図の12ページのほうを見ていただきたいのですが、今
回の対象農地の南側、下側ですね、こちらは以前この総会に
おいても確認をいただきまして、アパートを建てるというこ
とで転用の許可がされてある所の残りの土地半分を今回一般
住宅にしようというものだそうでございます。この地区は、
もう住宅ができておる所でございます。東部調査会の中
でも問題ないだろうということでございました。ご審議のほど
よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し
ました。次に議案集3ページ、整理番号4番を議題とします。

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の3ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は3,292平方メートルのうち1,536平方メートルです。現況は、ハウス施設および雑種地になっております。なお、一部敷地に土砂を搬入されていたことに対して所有者の始末書が添付されています。目的は資材置場、一時転用です。賃借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の14ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、15ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、16ページのとおりです。なお、資材の内容等が見えづらいため、机の上に内容が記載されたものを1枚置いておりますので、そちらをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金入出金明細書の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘調査の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側の河川へ放流させる計画です。

	隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。 立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 3 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号 4 番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
大場将夫委員	5 番の大場です。3 日に東部調査会で現地確認をいたしました。現地はハウスを解いた後に残土をいくらか入れてあって、現状ちょっと荒れた状態になっていましたけれども、1 年資材置場に貸されて、その後きれいに整地されたほうが農地に戻す時も都合がいいのかなあとも思いましたし、何も問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で584平方メートルです。現況は、遊休地となっております。目的は、貸資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の17ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、18ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、19ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物、道路改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大58センチの盛土および92センチの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設、南側には道路側溝を改良し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

	整理番号５番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。 す。
吉田哲委員	１７番吉田です。６月４日に現地調査をいたしましたところ、畑ですけれども、荒れた状態で、周りもう荒れてしまっているということで、何も問題はなかろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集３ページ、整理番号６番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号６番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑２筆、面積は合計で４１０平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、事務所兼作業所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の２０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、２１ページの字図をご覧ください。土地利用

計画は、22ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.37メートルの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設、南側にはL型擁壁を追加し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側の既存の道路側溝へ流し、汚水は新設排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 13番袈裟丸です。6月4日の日に現地調査をいたしました。現地は見てわかるとおり、宅地がいっぱいありまして、呼子町の町有団地だったそうです。周りも畑がありますが、立派に手入れされております。この申請地を見てみますと、

立派な手入れをしております。今のところ問題ないだろうと
いうことでございます。よろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、議案第２８号農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田２筆、面積は合計で８２８平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２３ページから２５ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金通帳の写しおよび融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、土地改良施設使用承諾、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大39センチの盛土を行い、整地し、東側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設、北側入口は縁石を新設、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡など敷地内に新設する排水設備を介して南側の水路へ流し、汚水も新設の合併浄化槽を介して南側の水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 2番の中山です。6月3日に西部調査会で現地確認をしています。それで宅地ということで、排水の面についても、南側の浄化槽に流して水路に流されるようになっております。調査会では別にこれは問題ないだろうということですので、皆様方の審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 5 ページ、議案第 29 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から議案集 6 ページの整理番号 7 番までを議題とします。この 7 件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案集の 5 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 6 件、貸借権に関する案件が 1 件の合計 7 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。15時35分より再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

15時20分 休憩

15時35分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようでございますので、会議を再開いたします。議案集7ページ、議案第30号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)、整理番号1番から5番までを議題とします。この5件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。作成要請は、農業委員会が農用地の所有者と耕作者から申請を受け付けまして、利用関係の調整を行い、所有権移転や利用権設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう、市に対して要請をするものでござ

います。端的に申し上げますと、相対により農業公社を通さない案件ということになります。今回作成要請の議案、今回は利用権のみです。整理番号１番から５番までの５件につきまして、対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりでございます。面積は合計で４９，１０７平方メートルとなっております。集積計画の内容は、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集８ページ、議案第３１号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について（利用権）（集積計画一括方式）整理番号１番から議案集１２ページの整理番号１３番までを議題とします。この１３件につきま

しては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。集積計画の決定となっております議案は、唐津市が農地中間管理機構の依頼で農地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会へ意見を聞かれているものです。決定の議案、今回は利用権分のみです。整理番号1番から13番まですべての件につきまして集積計画一括方式となっております。これは農地中間管理機構を介して利用権を設定するもので、出し手と受け手のマッチングが予め整っているものについては、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができるものとなっております。端的に言いますと、出し手と受け手がもう決まっているもので、こちらは公社を通す案件となります。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で44,595平方メートルです。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第26号1件、議案第27号6件、議案第28号1件、議案第29号7件、議案第30号5件、議案第31号13件、計6議案33件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間の慎重なご審議をいただきまして、ありがとうございました。